

総務常任委員会
予算常任委員会総務分科会

（平成25年6月17日）

毛利彰男委員長

おはようございます。

ただいまより総務常任委員会及び予算常任委員会総務分科会を開催いたします。協議会も非常に多うございまして、ボリューム満点でございますが、本日と、それから、19日、2日間を予定しております。この前の意見交換会でも述べさせていただいたとおり、燃える総務常任委員会でありたいと、そんなふうに思っていますので、ぜひ皆さんのご意見を十分に出していただいて、素晴らしい議論をいただきますようお願いしたいと思います。2日間にわたるといことも予想していただきたいと思っておりますので、できますればきょうは午後4時ぐらいをめどにと、そんなふうに思っていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

また、この6月定例月議会から委員会のインターネット中継を始めますので、留意事項を3点ばかり申し上げます。カメラはちょうど理事者の真ん中のところですね。あのぶら下がっているものでございます。固定式ですので、こちらを向いてしか撮影できませんので、委員の方はばっちり顔は映りますが、理事者の方は背中しか映りません。非常に残念ですけれどもそういうシステムになっております。

それから、音声はマイクの音をインターネット中継につなぎますので、発言の際は必ず自分のマイクのスイッチを入れていただき、終わりましたらマイクを切ると。これは従来どおりでございます。

それから、インターネット中継の開始、休憩による中断、再開、終了につきましては、私のほうから皆様方にお伝えしますので、それを合図にインターネット中継が始まったり切れたりします。したがって、休憩時間するとき、暫時、休憩しますと、私が宣告いたしましても、事務局のほうで操作するまでは中継はなされていますので、中継を切るまでは私語は慎んでいただきますようによろしくお願ひしたいと思います。

それでは、インターネット中継を開始いたします。

きょうの審査の順序ですけれども、正副委員長でいろいろと議論させていただきまして、請願を第1にさせていただくことになりましたので、ご了承をいただきたいというふうに思っています。

請願第3号消費税増税の再検討を求める意見書の提出について、審査をさせていただきます

たいと思っております。

それでは審査に入りますので、請願者の方は、理事者席のほうに着席いただきたいと思っております。2名の方がご準備をさせていただいておりますとお聞きしていますが、どうかよろしくお願いいたします。お忙しい中をご出席いただきまして、ありがとうございます。

それでは、請願第3号消費税増税の再検討を求める意見書の提出についての審査を開始します。

請願第3号 消費税増税の再検討を求める意見書の提出について

毛利彰男委員長

まず、請願文書を事務局に朗読をさせます。お願いします。

〔事務局朗読〕

毛利彰男委員長

請願文書は以上のとおりでございます。

続きまして、請願者の方より請願趣旨について意見陳述を求めたいと思います。

佐野請願者

よろしくお願いいたします。時間をいただきましてありがとうございます。

私のほうから概括的なこととお話しした上で、渡邊さんのほうから個別の問題も含めてお話をさせていただきます。

ご存じのように、自公民3党合意によって消費税を来年4月から8%に、再来年の10月からさらに2%上げて10%に上げると、こういう決定がなされましたけれども、このことにより国民生活が大きな影響を受けるということで、私どもはぜひ今の経済状況から考えても、消費税を上げるべきではない、再検討してほしい、こういう意見書を出していただきたいと思っております。

ご存じのように、消費税は高齢化社会のため、福祉のためということで、1989年4月1日から3%で導入をされました。翌年、1990年のバブル経済によって、確かに税収は92兆円と大変ふえたわけです。ところがその後、不況と相まってどんどん下がっていきまし

た。1997年4月1日に、それまで3%であったものが5%に引き上げられました。わずかに2%で約5兆円でございますが、その他の社会保障の切り捨てと相まって、国民に9兆円の負担増となりました。そのことによって一気に経済が冷え込んだ。失われた20年と言われるほど経済が冷え込んでまいりました。GDPで見ましても、1995年に504兆円余りあったものが、2010年には479.2兆円と下がっております。税収にいたしましても、1990年には96.2兆円ありましたが、2010年には76兆2000億円まで落ち込みんでまいりました。

今度、消費税が合計5%引き上げられますと、消費税1%の引き上げによって2.6兆円ですから、13兆円余りが国民負担にかかってまいります。ところが、今は年金が2.5%も引き下げられてくる。年金の支給開始年齢も引き上げられていく。そういった形で再来年の12月には、合計いたしますと約20兆円の負担増がかかってまいります。1997年の9兆円の負担増でもこれだけの財政への影響を受けているのに、20兆円もの負担増をかけますと、ますます国民生活は負担がふえ、経済が破綻していく。こういうことになってまいります。

この期間、年収で見ますと1997年に714万円余りありましたが2000年には611万円。可処分所得で見ますと596万円だったのが504万円。消費支出は429万円が370万円と、どんどんどんどん下がってきているわけですね。ですから、そういう点ではこの消費税増税というのはますます不況を深刻にする。特に今は年収200万円のワーキングプアと言われる人が多いわけで、消費税が増税されますと、累進課税という逆累進になってくる。負担率が年収200万円の人ではますます重くなって、消費が冷え込んでくるわけです。

しかも、社会保障に使うと言われながら、これまでの24年間を見ますと、消費税で251兆円の税収がありましたけれども、この期間、法人3税はマイナス233兆円と、こういう負担減になってきているわけでございます。それと申しますのは、消費税を上げるたびに法人税をどんどん下げてきた。このことによって税収も減ってきたわけでございます。

また、消費税の増税によって、地方財政も大きな影響を受けてまいります。事業を起こそうとしても、その支出に10%の消費税がかかってきますと、その分だけ市の負担増にもかかわってくるわけです。

ですから、今の不況の状況を見ても、上げる可能性というのはさらさらないと思いますし、その点でぜひ来年4月からの消費税増税は再検討するようという意見書を市議会からも国に提出をしていただきたいと思います。

請願文書の中にもありますように、経済状況を勘案して税率引き上げを停止することがあると明記されておりますので、ぜひ皆様のご真摯な審議をお願いしたいと思います。

よろしく願いいたします。

渡邊請願者

大事な時間、機会を与えていただきましてありがとうございます。

消費税廃止各界連絡会という団体は、消費税ができる前、E C型付加価値税と言われていた時代から、こういう間接税が大変だということで、ずっと反対運動をしてきたということで、私は現在その事務局を担当しております渡邊二郎といたします。

今回の請願をするに当たっての請願理由の一つに、請願文書にもありますように、消費税法の附則第18条第3項で、消費税増税を施行する前に経済状況等を総合的に勘案した上で、その施行の停止を含む所要の措置をとるということで、要は経済が上向いてくればというのが、今回の消費税の増税の主義であったし、また、選挙もそういう争点で進められてきたかなと思います。

では、今、経済が上向いてきたかどうかという判断をしていただけるかどうかということになると思うんですが、4月24日に財務省が経済情勢報告を出した中で、米国や中国に対する輸出が回復してきたと、消費者のほうも少し景気がよくなってきたかなという状況で上方修正したと言われております。特に円高効果で景気が上向いてきたということで、株価が少し乱高下しておりますけれども、上がってきたかなと言われておりますが、じゃ、実際の経済的なもので見ますと、個人消費は、高額商品では伸びているが日用品はふるわずで、また、小売店販売額は前年比7.8%の減少と、過去3年で最大の減少になっておると。それから、自動車業界としては、新車販売台数が2.4%減と、6カ月連続減少になっておると。逆に住宅販売では、消費税増税効果で少しふえてきておるとのことと、公共事業も大手その他の累計で伸びておると言われております。雇用情勢も、有効求人倍率は横ばいということです。

この辺、財務省が発表したことを見て、景気がよくなってきたかどうかの判断というのはいろんな立場の意見があると思うのですが、この消費税というのは、当然消費者がスーパーなどで買い物をしたら、その5%を支払うと。企業間の取引でも、その売り上げた5%の消費税を納めると。問題は消費税を納めるのはその事業者ですね。預かったところが税務署へ申告するというので、そのことで少し一つだけお話をさせていただきたいと思いますが、今、どういう状況になっておるかということ、本来法人税や個人の所得税などでは、収入があって、経費を引いて、その利益分としての申告をするとなっておりますけ

れども、法人税や個人の所得税のように経費として認められておる分について、消費税では認められていない分があると。

このことが大きく、先ほど佐野さんが言われましたワーキングプアなどの問題と絡んでおるといことで、消費税は給料が経費にならないということですね。ご存じかと思いますが、給料が経費にならないと。さらには公租公課や損害保険、そして、減価償却も経費にならないということ、消費税は計算上、赤字でも払わなくてはならないと。特にその給料だけで見ますと、給料が経費になりませんから、じゃ、正社員の方はどうなるかということ、その分、当然経費を除いたところでの消費税を払わなくてはならないと。ところが、今、起きている状況としては、いわゆる派遣社員や外注にすることになれば、外注化すれば経費になるということに、消費税の申告はなっております。

数年前からワーキングプアがよく問題になりました。正社員をやめさせて、非正規や外注化になってきておると。単純計算した例を言えば、例えば従業員が四、五人みえるところで、ざっと年間5000万円ぐらいの給料を払っておるとすれば、掛ける5%で100万円という消費税が出るんですが、その100万円が今度は引けるわけですから、100万円分は確実に消費税を払わなくていいという状況で、それぞれの企業がどんどん下請化をしていって、正社員をなくしていっているという現状があります。

外注化された労働者の方々は、当然健康保険の半額負担が全額自己負担することになりますし、また、外注ですから当然立場が弱くなると。経費は自分で持たなくてはならないということ、収入が一定の金額下がって、当然そうであれば消費に回るといことがないということ、年収200万円以下の方が2000万人を超えてきたということは既にご存じかなと思います。

消費者であるべき方々の収入がどんどん減ってきておるといことで、これからも景気が回復するかということの一つとしては、日本の経済の6割が消費経済だと言われておりますので、それがふえることが予想はされないと思いますので、今回の8%、10%への値上げは、ちょっと時期尚早かなということ、ぜひご検討をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

毛利彰男委員長

ありがとうございました。

請願者の方からの趣旨説明は、お聞き及びのとおりでございます。

それでは、質疑に移りたいと思います。委員の皆様方から、請願者に対するご質疑がございましたら、挙手をお願いします。

荒木美幸委員

荒木といいます。よろしくお願いいたします。きょうはありがとうございます。

先ほどからお話がありましたように、この消費税というのは、生活必需品にも等しくかかりますので、特に低所得の方々の負担が多い、いわゆる逆進性という問題があるかと思えます。今回、この3党合意の中で決められた中に、その低所得者対策をしっかりとやっていくという内容が盛り込まれていると思います。例えば簡素な給付措置であったりとか、軽減税率とかいったようなことが出てきておりますけれども、そういった措置についてはどのようにお考えでしょうか。

渡邊請願者

確かに8%、10%になった場合、当然低所得者の方々に対してそれだけの負担が来るわけですから、もちろん軽減税率やいろんな対策は必要かなと思います。ただ、制度上どうしても、消費税という申告制度から見ますと、一定の金額というのは、どこで線を引くかというのが非常に難しいかなと思いますし、所得についても、よく言われておりますが、どこまで把握できるかということがあります。それと、補助についても、現金であるのか税制上の控除かというのは、少し検討する時間がかかるかなということで、もしそういうことであれば、一番いい方法としては、ちょっと増税するのを少し1年、2年、3年とおくらせてもらうのが一番いいかなと思っております。ただ、当然対策としては非常にありがたいかなとは思っております。

毛利彰男委員長

他にございませんか。

竹野兼主委員

基本的な話なんですけれど、再検討を求めるというのは、ここに書いてあるように、その5%からふやすことをやめるというのが、この請願の趣旨なんですよね。

非正規雇用とかそういう負のスパイラルの状況で消費税がふえることによって大きなマ

イナスが生じるというような説明とともに、消費税は実は社会保障の部分に使われていなかったんじゃないかという話を聞かせてもらったんですけど、僕個人としては、この消費税については、今の社会情勢を見ると、例えば年金の問題にしても、国民年金保険料の納付率が非常に悪くて、そうしたら年金が確保できないじゃないかという思いの中で、それをしっかりと社会保障の部分に必ず使うんだというような請願の趣旨には、これはならないのかなみたいなことを思って聞かせてもらっていたんですけど、その点についてはどうなんですかね。

佐野請願者

消費税をどう見るかという問題が一つかかってくると思いますね。増税は消費税でなければいけないのかという基本的なところですね。例えば、今、株価がこう高くなったり低くなったりしておりますが、株による利益所得は本来なら20%かけないといかんと。でも、今、10%にしているんですよ。また、法人税も日本で企業が大きく育てられながら、いまやグローバル化して海外へどんどん出ていっている。果たしてこれが日本の企業なのかと言えるような状況の中で、法人税だけどんどん下がって、国民生活が苦しい中で大企業だけが内部留保を260兆円までどんどんふやし続けてきた。ですから、そういう部分を使えば、十分消費税を上げなくても済むんじゃないかと。

また、消費税の用途について、これからの分については確約をとったらどうかといっても、確約はとれないわけですね。過去の24年間、福祉のために使うといって消費税をかけたにもかかわらず、老人のためにほとんどわずかしが使われてこなかったわけです。しかも、今の国の予算を見ますと、公共事業に100兆円とかね。そういう消費税を見通した無駄な公共事業がもうどんどん行われてきている。こういう状況を見ますと、消費税を上げたから福祉に回せという約束をしても守ってくれないだろうと。だから、とりあえず5%から上げるのは延期して、やっぱり税負担のあり方について再検討してほしいというふうな願いがあるわけなんです。

ですから、おっしゃることもわかりますが、だったら、今までの5%分全部福祉に回せと言いたいぐらいですね。そうしたら別に5%から上げなくてもいいんじゃないかということになりますので、やっぱり5%からの引き上げは遠慮してほしいと、再検討してほしいと、このような請願になってくるかと思います。

竹野兼主委員

言われるみたいに、僕も、今の景気の部分でいくと、お金を持っているところだけが利益を得ていて、持っていないところは恩恵を得ていないんじゃないかなという思いはあるんですけど、今の話の中で言う、その引き上げた分の使途とかの内容についての請願であれば、よりよかったのではないかなというような思いを持っていますので、今、話を聞かせていただいた中での意見とさせていただきたいと思います。

毛利彰男委員長

他にございませんか。

石川勝彦委員

1、2、3年おくらせてもらえたらとか、あるいは時期尚早ということが最後の締めくくりにございました。昨年に3党が合意して、来年の4月にというような話ですね。これについては、今のお二人の話の中でTPPという言葉は出なかったですけども、グローバル化が加速しておるといような状態の中で、1000兆円の借金があるというこういったことへの対応を先送りしてきた。いわゆる財政の根本的見直しを看板に掲げながら、一向に何もしてこなかった。これはもう政治の貧困甚だしいというか、国政に期待ができない今の状況の中にある。

そういう中であって、今、経済が上向いたらという約束事で5%値上げするといような話になっておりましたが、実際少子化が進み、高齢化が進み、加速しております。超という言葉が両方につきますよね。そういう中で経済が上向くということは、今、竹野委員も言われましたが、一部にはいいところがあるかもしれませんが、ほとんどのところは苦しみ抜いていけなくちゃならない。いわゆる破綻を来さなくちゃならない。あるいは国民はみんな痛みを感じながら生きていけなくちゃいけないし、その痛みすら感じることもできないような状況まで行かざるを得ないというのが日本の国情だと思うんですね。

そういう中であって、次世代、あるいはさらにその次の世代、あるいはまだ生まれていない世代に対して、今、生きておる者が、その痛みを少しでもやわらげて、安心して生きられるようにしてあげるとい、この辺の責任は大変大きいかと思うんですね。

だから、痛みを伴いながらやっていかざるを得ないのが全てだと思います。経済が上向くということについては私は期待をしておりませんし、そういう中でどうしていくかとい

うことを先送りするわけにはいかない。かなり先送りをしてあって、重い腰を上げざるを得なくなって、上げた。それも渋々上げたというような状況で、結局民主党もああいうような状態になってしまった。政党としても痛みをかなり受けながら今日に至っておるといような状況ですので、時期尚早と、そして、経済が上向くということが期待されるというふうに思うならば、いつならよろしいでしょうかね。それを聞かせてください。

佐野 請願者

いつがいいという答えはなかなか難しいと思います。私どもは税のあり方を抜本的に変えなきゃならないと考えております。皆さん、今、お話をお聞きしますと、もう消費税ありきというのが大前提です。なぜか。先ほどおっしゃったように、高齢化や少子化というお話があります。よく安倍さんが騎馬戦タイプから1人で1人を背負うような社会になってきたと言っております。しかし、過去からのことを考えてみますと、昔は子供がたくさんいて老人が少なかった。ですから、それを平均していきますと、1人の人が1.2人ぐらいを背負っておったんですね。

今では少子化、高齢化ですので、老人だけではなく子供も面倒を見ていかないかん。確かに老人の場合は金がかかるかとは思いますが、しかし、それでどう背負っていくかということ、昔も今も負担しなきゃならない重さというのは一緒なんです。老人だけ特化させて、そういうふうに皆さんに負担増をかけていくということですので、これは大変なことだと思います。

消費税は逆累進税ということで、まさに低所得者ほど負担率が高くなる。年収200万円の人ですと約3.8%ですが、年収1000万円の人では1.73%と半分で済むんですね。全部消費に回すわけではないんです。ですから、外国でも1割の富裕層の中に、私たちに増税をしてくれという世論があるわけですから、やっぱり日本でもそういうふうに富裕層に対して、もうけた分に応じて払っていただく。こういう税の民主化、歴史を通じてずっと、もうけた人がもうけたなりに税金を払う、こういう税制度にしていけば、私は消費税に頼らなくても十分財源は捻出することができると思います。それでも足りなければ、国民的に議論を巻き起こして、所得税についても再検討していくということですので、やっぱりようけある人からという考え方を貫いていければ、消費税を増税しなくても十分ではないか、このように考えております。

石川勝彦委員

税制改革が今の時代的背景の中での確になされているかという決してそうではない。いわゆる後追いの状態で、しかも腰が重い。こういうような状況の中で、財政改革云々と言っておりますけれども、先ほど言いましたように、思い切った財政改革をようしない。身を削るということをあえてしなくちゃならない政治の世界、そこまでしているんだけど、それをしないで消費税というそんな軽いこと、目先のことで対応しようとしているのは間違っているじゃないかと。確かに間違いがあります。しかし、白か黒かというような時代ではないと思います。

そういうことから、時期尚早とはいえ、もうここまで来たらやらざるを得ないのではないかなという印象が強い。今、ご指摘がいろいろありましたけれども、不公平さ、格差の是正等も根本的にやっていかになくちゃならないわけですけれども、この資本主義、日本は資本主義とは言えないと思いますが、社会主義と資本主義が混在しておるような状況で、国の政治そのものが社会主義的な色が濃い。大きい政府になるか小さい政府になるかということになりますと、当然今後のことを考えれば、大きい政府を考えていかになくちゃならない。

そうなってくると、国民にそれなりの税負担はしていただくざるを得ない。そして、法人税等いろいろ見直しをしていかになくてはならないところがありますけれども、グローバル化していくことによって、日本に税金を納めなくてもいいような状況になってまいりますと、これこそ大変な状況になってまいります。国民として生まれながらにして、生まれてすぐからつらい思いをしなくちゃならない。これはこんな惨めなことはありません。だから、少しでもそれを軽くしてあげていくためには、国の事情は違いますけれども、25%という消費税をとっておる国もあるわけですので、これまで5%で来た消費税を8%にするということについては、先ほど時期尚早と言われたけれども、もう時期が来ているのではないか、そうせざるを得ない、後のことを放っておけないなという思いがございます。

きょう来ていただいております方も、恐らく響くところはあるかと思います。いや、おまえの考え方は違っておるといふところもあるかもしれませんが、思いとしては後ろを振り返っていただくと、子供あるいは孫、あるいはひ孫に対する心配が出てくると思うんですよ。

そういうことから、私は、痛みは伴いながらもやむを得ないのかなと、そんな思いを述べさせていただいて、この請願について、意見書を出すことは別にとめません。しかし、

どこまで先送りできるのかなということになりますと、時期尚早だから待ってください、もう一度検討し直してくださいというのは、ちょっと説得力のないことかなというふうに思いますが、何かお言葉がございましたら、また返してください。

佐野請願者

将来のことを心配されてということでしたけれども、先ほどお話ししました過去の消費税増税の傾向から見ましても、確かに消費税を上げることによって消費税に関しては税収がふえました。しかし、その他の税収が不況と相まって減収になってきているわけですね。だから、そういう点でプラスマイナスすると、財政危機がますます深刻化していくという状況です。

じゃ、景気をどう浮揚させていくかというので、私どもは個人のふところを温かくする、減税をして購買力を上げていくということを経済浮揚策としてとなえてまいりました。ところが、消費税というのはまさに景気を冷え込ませる、所得を減らして冷え込ませていくということですので、やっぱり消費税をやめていくということが景気浮揚策にも結びついていくんじゃないかというふうに思いますので、そういう点でぜひ、何年たったらという点では難しいとは思いますが、世論も大きく変わることもありますので、ぜひこの請願を採択していただいて、意見書を送っていただきたいと思います。

渡邊請願者

5年ほど前に定率減税というのが廃止されたんですね。あれが大体3兆円ほどの税収があるとされておったんですが、その目的は、年金財源が大変だということで、国が3分の1を2分の1にするということで、そういう形での増税で、3兆円回されるはずだったのが、実際どこへ行ったのかはよくわからないと。そういう使い道のこと考えると、どうしても国の1000兆円の赤字財政を何とかするというのであれば、消費税だけではなくて、全ての税制で考えていただきたいかなという思いがあります。

それから、いつならいいのかと言えば、確かに本当に見通しはなかなかあしたのことでもよくわからない状況ですけども、ただ、今ということであれば、やはりワーキングプアが進みますし、例えば10%になれば現在の倍ですから、実際負担が当然あります。もしそうするのであれば、例えば先ほど対策の一つとして言われた中で、例えばヨーロッパなんかのE C型付加価値税の場合なんかは、食料品なんかは、ゼロとは言いませんけど、少し

下げる。また、それは対象から外すとか。もちろんその中身についてもいろいろな食料品かという難しい点はあると思いますが、そういう検討もしていただければ、何らかの形で違うのではないかと。やっぱり消費を冷え込ますという手段だけは、ちょっと大変かなと思いますので、よろしくお願いいたしたいと思います。

毛利彰男委員長

他にございませんでしょうか。

藤井浩治委員

きょうはご苦労さんです。

先ほど来、直間比率の見直しについての議論もなされておりますが、間接税の比率が日本は少ないんですよ。間接税の比率を多くすると、幅広い国民から税を負担していただける。ところが、低所得者の方々には生活的な負担が重いということで、食料品等の軽減税率を行うことによって、それはカバーできるのではないかという思いを持っておるわけです。

それから、そういった住民負担の増と財政赤字の削減とのバランスというものを、大局的に考えていかなければならないと思っております。住民負担増につきましては、先ほど申し上げましたように軽減税率によって低所得者救済は可能であろうかと思えますし、社会保障の増大に伴って財政赤字の削減は急務でもあるわけでございまして、この辺のバランスについての考え方を少しご披瀝いただきたいと思います。

佐野請願者

バランスというと、議論が国会並みになりましたけれども、消費税は世界各国にも導入されておりますね。確かに日本よりも高いところがございます。しかし、今、藤井委員がおっしゃったように、食料品というのは非課税にされているんですよ。なぜかといったら、やっぱり低所得者が負担増になる。こういうことから食料品については非課税になっている。

きのうちょっと新聞を読んでおりましたらおもしろい記事が出ていたのですが、アメリカでは消費税というのはないんですよ。小売売上税というのがあって、これは州法によってかけているところ、かけてないところがあるわけです。だから、そのように消費税をか

けているところもあるし、かけてないところもある。それと同時に、世界各国の消費税が国の税収に占める割合というのは非常に少ないんです。先ほど言いましたように、食料品を非課税にするとかで、税収の率が低いということがあったりということらしいんですけど。

ですから、やっぱりGDPをどう上げていくか。そして、景気を浮揚させて、おっしゃるように経済を立て直していくというのがベースであると思います。確かに1000兆円からの赤字がございまして、ギリシャの例もあるわけですが、ギリシャと日本の違いというのは、ギリシャというのはほとんど国債を海外の資本が持っているということですね。日本の場合は国内で銀行が、やはり個人が所有しているということですので、この国家というのはなくなりませんので、一遍に返す必要はないし、徐々に少しずつ減らす方向でプライマリーバランスを見ながら返していくということが大事かと思うわけであります。

そうしていけば、別に消費税をどっと上げて景気を冷やさなくても財政再建はできると私は考えております。

渡邊請願者

先ほどの直間比率のことなんですけれども、平成24年4月での財務省の資料によりますと、一般会計歳入総額の46.9%である42兆3460億円が租税及び印紙収入なんですけど、消費税は10兆4000億円と歳入総額の11.5%なんです。その他が9兆6000億円、例えば揮発油税、酒税、たばこ税、関税等ですが、これが10.7%と、消費税とあわせて25%ぐらいは占めております。あと、所得税、法人税ということで、大体直間比率は半々に近いかなという感じはするんですが、これが消費税が10%になりますと、消費税が倍になりまして20兆円ほどで全体の22%を占めるんですが、そうすると四分六で逆に間接税のほうがふえるかなと思うんですね。

また、間接税の比率がふえるならふえるでもいいんですが、消費税の中身を見ますと、10兆4000億円ほどの消費税収入になっていますけれども、実際は12兆円ほど入らんとだめなんです。その差の2兆円ぐらいは一体何かというと、外国戻し税というのがあつたわけなんです。それで約2兆円、去年は1兆6000億円ほど戻されておると。その最高がトヨタ自動車で、1600億円ほど戻されておるわけですね。トヨタ自動車は本来消費税を払うべき立場のところ、この外国戻し税があつて1600億円ほど戻されておると。豊田税務署は、トヨタ本社がありますから、日本で最高額の還付をする税務署になっていると。

本来それは消費税として納められるものということを考えれば、もし消費税が倍になりますと、約4兆円近くが国庫に入らないというような制度になりますので、確かにその生活にかかわる食料品への非課税も非常にありがたいと思いますが、消費税を上げるのであれば、やはりその消費税のそのものあり方も考えていただかないと、一部ではたくさん還付になって、圧倒的多数の国民の負担がふえるという現状がありますので、そういうことも含めて、再検討していただきたいと。もちろん経済的な問題もありますけれども、そういうところも含めて検討はお願いしたいかなと思います。

毛利彰男委員長

他にご質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

毛利彰男委員長

それでは、請願者に対する質疑を終了したいと思います。請願者の方、どうもありがとうございました。傍聴席のほうにお戻りください。

続きまして、理事者からは補足説明がおありでしょうか。

倭財政経営部長

特段ございませんけれども。

毛利彰男委員長

では、委員の皆様方から理事者に対して質疑がございましたらお願いします。

中村久雄委員

ごめんなさい。ちょっと先ほど話がありました外国戻し税というのをちょっとわかりやすく説明してほしいなと思うんですけど。

内田財政経営部次長兼市民税課長

感覚的にお話し申しますと、法人税とか法人住民税については、当然国内で納める税金

と海外で納める税金があって、その税金の二重課税防止ということで、外国税は控除というのがあるんですけども、それに近いものなのかなという想像です。申しわけありません。詳しいことはちょっと存じ上げてございませんもんで。

中村久雄委員

二重課税防止という理解でよろしいですね。

内田財政経営部次長兼市民税課長

済みません。消費税法は不勉強でございまして、消費税法上のその取り扱いが、住民税、法人税と法人住民税と同じ扱いかどうかはちょっと把握しておりませんので、ちょっとニュアンス的、感覚的に申し上げたところでございます。

毛利彰男委員長

よろしいですか。腹におさまらなかつたら休憩をして調査してもらいますが。

中村久雄委員

ちょっと調査をお願いします。

毛利彰男委員長

それでは、暫時、休憩をいたします。

今の件について大至急調査をして報告をいただきたいと思います。

調査終了後、直ちに再開をいたします。

10 : 50 休憩

11 : 10 再開

毛利彰男委員長

それでは、総務常任委員会を再開いたします。

中村委員より質問がございました件につきまして説明をお願いします。

内田財政経営部次長兼市民税課長

先ほどはどうぞ申しわけございませんでした。国税に関してちょっと勉強不足で、大変恐縮でございます。

今、お手元に、消費税に関する戻し税につきましての資料を配付させていただいておりますが、その1枚目の上の図を見ていただきますとわかりますように、国内で生産した製品を海外に輸出した場合に、基本的に輸出品には消費税を課税しないという国際的なルールがございまして、そうしますと、国内の輸出につきましては消費税がかかっておりませんので、実際に仕入れにかかった消費税分だけ控除ができないということになりますので、その分を戻させていただくというものでございます。

説明は以上でございます。

毛利彰男委員長

中村委員、よろしいでしょうか。

中村久雄委員

どうも済みません、ありがとうございます。

輸出のルールでの戻し税というところで、この説明、今、説明があった右側を見ても、下請企業の負担というのが、これが、今、話題になっている大手スーパーでの消費税還元セールがだめやとかいう部分と、やはり同じようなこともあるのかなということを感じました。どうもありがとうございます。

毛利彰男委員長

他にございませんでしょうか。

藤井浩治委員

国のほうでこの消費税法の附則第18条第3項、これに基づいて決定をする時期は秋ごろと聞いていますが、今の時点でどのように情報を把握されておりますか。

倭財政経営部長

私どもが情報で確認しておるのは、今、藤井委員さんがおっしゃったように、この秋と

いうところは聞いておるのですが、具体的に、例えば9月とか10月とかそういうところまでちょっと具体的なところはまだ示されておらないというふうなところでございます。

藤井浩治委員

委員長、聞き忘れたことがあるんですが、請願者にお尋ねしてもよろしいですか。

毛利彰男委員長

結構でございます。

藤井浩治委員

先日の議会運営委員会でも議題になったんですが、昨年6月11日に消費税の反対、願意の表現は消費税の増税を行わないことという請願が提出されました。この際には不採択という結論になったわけですが、今回は消費税増税の再検討を求める意見書の提出ということで、願意が前回と違うということでこのように審査をしているわけですが、これ微妙にどの辺の願意が変わったのか、ちょっと教えていただきたいなど。

渡邊請願者

昨年場合は、消費税5%を含めて上げないという1点だったと思います。

今回は、消費税を8%、10%にするという法案が既に通っていますので、その附則第18条第3項を見ますと、これで時期をどうするかということで検討されるということで、上げるとは決めたものの、時期が例えば後ろに行けばいいとかいうことで、上がったやつをやめていただきたいという気持ちはそうなんですけれども、あと、経済状況は見ていただきたいということがそこは大きく違うかなというふうに思います。

石川勝彦委員

請願というと、採択、不採択、あるいは継続というようなことで、今の政治の事情、今、参議院選挙を控えておりますが、もう既に決定をしておる事項に対して、世の中の流れ、いわゆる株価も乱高下しておる。あるいは円も落ちつくべきところへ落ちついておらないような状況で、不安定な状況にあると。こういうような状況の中で、最終的には財政事情をどういうふうにしていくかということになると、不安定な部分が多いので、普通なら継

続かなという感じがしたんですが、そういう判断はこの際ないというふうにとったほうがいいでしょうか。採択か不採択か、いずれかという。

毛利彰男委員長

時期的な問題については、先ほど部長が申されたとおりでございますが、その判断はうちの議会がするものですので、時期的にずれても継続がいいんだという意見が多数なら、そうなるということでございます。

他にございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

毛利彰男委員長

なければ、理事者に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

荒木美幸委員

反対という立場で討論をさせていただきます。

消費増税につきましては、手放しで賛成をする国民は1人もいないと感じます。しかし、先ほど来からお話が出ていますように、日本の急激な少子高齢化に伴いまして、社会保障費の自然増が毎年1兆円以上だというふうに言われております。この日本の立派な社会保障制度をしっかりと持続可能にするためには、やはり安定財源の確保は必要であると考えます。先ほど、石川勝彦委員が痛みを伴うという言葉が使われましたけれども、今まさにその時期であるのではないかというふうに感じております。

そして、今回の消費増税が増税先行であったならば、私は異議がありますけれども、使い道を全て社会保障費に使うという点、それから、8%になる2014年4月までにやるべきこととして、これは3党合意でも言われたことですが、例えば社会保障の全体像を具体化するということ、また、先ほど来からお話が出ていました景気回復　これは恐らく数値としてきちっと示さなければいけないと思いますが　そして、低所得者の対応をしっかりとやっていくというセーフティーネットも私は引かれていると思います。

ですから、この条件がそろっているということで一定の評価はできるのではないかなと

感じますので、今回の意見書の提出を求める請願については反対をさせていただきます。

毛利彰男委員長

他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

毛利彰男委員長

それでは、討論を終結します。

ただいまより本件を採決させていただきます。

請願第3号消費税増税の再検討を求める意見書の提出について、採択すべきものと決することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

毛利彰男委員長

賛成の方は一人も見えません。

したがって、請願第3号消費税増税の再検討を求める意見書の提出については不採択ということになります。よろしく願いをします。

〔以上の経過により、請願第3号 消費税増税の再検討を求める意見書の提出について、採決の結果、不採択と決する。〕

毛利彰男委員長

続きまして、議案第46号平成25年度四日市市一般会計補正予算（第1号）、第1条歳入歳出予算の補正のうち歳出第2款総務費、第1項総務管理費、第22目諸費及び歳入全般並びに第2条地方債の補正についての審査に入りたいと思います。

まず、理事者のほうよりご説明をいただきます。

議案第46号 平成25年度四日市市一般会計補正予算（第1号）

第1条 歳入歳出予算の補正

歳出第2款 総務費

第1項 総務管理費

第22目 諸費

歳入全般

第2条 地方債の補正

倭財政経営部長

財政経営部長の倭でございます。改めてよろしくお願ひしたいと思ひます。この1年よろしくお願ひいたします。

それでは、ただいまから議案第46号平成25年度四日市市一般会計補正予算第1号の関連部分でございますけれども、財政経営課長のほうから説明させていただきますので、ご審議のほうよろしくお願ひいたします。

荒木財政経営課長

財政経営課の荒木と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

まず、第22目諸費についてでございます。予算書については16ページから17ページをお願ひいたします。償還金についてでございますが、説明につきましては、予算常任委員会総務分科会資料でご説明申し上げます。

1ページめくっていただきまして、過年度国県支出金等返還金についてでございます。これにつきましては、石油貯蔵施設立地対策等交付金に係る返還金という内容でございます。内容につきましては、損害賠償請求事件に関する和解についてという議案第50号に関連する経費についてでございますが、まず、この和解議案につきましては、環境部と調整の上、その経緯等について取りまとめさせていただいておりますので、少しお時間をいただきまして、まず、そちらからご説明申し上げたいと思ひます。

2ページをお願ひいたします。まず、4番の経緯についてでございますが、平成20年11月12日に公正取引委員会が大気常時監視自動計測器の製造販売業者に対しまして独占禁止法違反、談合があったということを確認いたしました。そのことを受けまして、本市といたしましては、該当する平成17年度から平成19年度に下記の東亜ディーケーケー株式会社、株式会社堀場製作所、紀本電子工業株式会社の3社と契約いたしました7件の契約につき

まして、平成23年11月7日に納期限を11月末といたしまして、1590万円余及び遅延損害金の請求書を送付いたしました。3社からの支払いはなく、平成24年3月23日に損害賠償請求に係る提訴の議決をいただきまして、平成24年4月27日に津地方裁判所四日市支部へ提訴をいたしてございます。

訴訟の状況といたしましては、平成24年6月19日から約1年でございますが、6回の弁論を経まして、平成25年5月17日に裁判所より和解案の提示がございまして、和解案を受け入れる議案を本定例月議会に上程しているところでございます。

裁判所より提示された和解案の内容につきましては、6番に記載させていただいております。契約金額の20%プラス遅延損害金の支払い義務があるということをお認めいただきまして、3社で合計いたしまして758万円を支払うと。支払い方法といたしましては、東亜、堀場につきましては平成25年8月31日まで、紀本につきましては10年分割の平成34年8月末日までに支払うという内容になってございます。

資料のほう戻っていただきまして、1ページをお願いいたします。返還金についてでございますが、表をごらんください。返還金の明細ということで、表の左側から、交付年度、業者名、契約金額、当時交付を受けました交付金、和解金、それに伴います返還金を記載させていただいております。

当時の契約全体といたしまして3095万4000円、このうち表の合計欄に括弧書きで記載させていただいておりますが、2436万円分が交付金の交付対象契約金額でございまして、この契約額に対しまして2210万円の交付を受けてございます。その交付対象のものに対しまして、和解金といたしまして、3社から487万2000円が入ってくるということでございまずもので、和解金を交付対象の契約金額と交付金の額で案分いたしまして、442万円を返還するというものでございます。計算式を表の欄外のほうに記載させていただいております。

また、3番の補正予算額442万円の下に記載させていただいておりますが、歳入の補正予算といたしましては、和解金全体は758万円ということになってございますが、紀本電子工業さんの和解金280万円につきましては、裁判所の和解勧告案に基づきまして10年分割ということになってございまずもので、予算といたしましては、歳入のほうで506万円を計上いたしてございます。

続きまして、歳入全般についてでございます。資料につきましては3ページをお願いいたします。

歳入につきましては、款14国庫支出金、款15県支出金及び款20諸収入のうち、下段にございますコミュニティ助成事業助成金、宝くじの社会貢献広報事業でございますが、これらは歳出の特定財源となっておりまして、補助率、助成率、算出根拠につきましては記載のとおりとなっております。

また、款21市債1700万円でございますが、交通安全施設等整備事業資金ということで、通学路の整備に関する特定財源でございますが、交付金を引いた残額に対しまして、充当率90%となっております。

次に、款20諸収入のうち、大気汚染監視機器弁償金506万円につきましては、先ほどご説明させていただきました議案第50号の損害賠償請求事件に関する和解金でございます。なお、歳入歳出の収支均衡を図るために、財政調整基金から1億3679万2000円を繰り入れてございます。

その結果といたしまして、歳入全体といたしましては2億4432万8000円の補正となっております。

また、財政調整基金の残高といたしましては、平成24年度決算見込みでは91億3000万円余となっておりますが、当初予算と6月補正で取り崩しをいたしました結果、89億5000万円余となる見込みでございます。

続きまして、第2条地方債の補正についてでございますが、補正予算書はP8ページとなっておりますが、3ページの一番下に記載させていただいております。地方債の変更ということで、交通安全施設等整備事業資金といたしまして、1700万円の増額をお願いするものでございます。

簡単ではございますが、議案第46号に関する説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

毛利彰男委員長

ありがとうございました。

ご質疑をお受けしたいと思います。

石川勝彦委員

談合が認定されて、損害賠償請求をした3社から支払いがなかった。そして、提訴の承認を議会のほうで承認をした後の問題ですが、和解案を提示するということについてです

けれども、この和解案の金額が適当な金額であるかどうかというところ、その根拠、また、それに至ったプロセスについて説明いただけますか。余り今までこういうことがなかったように思いますので、あえて聞かせていただきたいと思います。

荒木財政経営課長

済みません。和解を受け入れたということでございますが、まず、提出議案参考資料として追加分で配られた資料をごらんいただきたいと思います。

毛利彰男委員長

ありますか。

持っていない人が多いな。ちょっと待って、4人ばかりないわ。ちょっとコピーしてきてくれるかな。それがないと話が進まん。

石川委員、よろしいやろうか。ちょっと中断させてもろうても。

石川勝彦委員

結構です。

毛利彰男委員長

じゃ、ちょっと今の質問は中断をさせていただきます。資料が来るまで。

他にございませんでしょうか。

竹野兼主委員

紀本電子工業というのは、今回は補正ですけど、もう次年度からは当初予算で28万円がずっと上がっていくような形になるんですね。

荒木財政経営課長

当然のことながら28万円、当初予算で計上していきたいというふうに考えてございます。

竹野兼主委員

これ、加藤議員が議案聴取会でいろいろと質問されていましたが、非常に小さいけれど、

しっかりとした会社やというようなことで、この10年払いがオーケーになったということですが、残り9年分についてちゃんと支払いが行われるよという担保になるようなものというのは、その会社の経営状況によるので、確実にはなかなかとれていないのかなど思ったりはするんですけど、その辺は業者を信頼してというところでの判断ということによろしいんですか。

荒木財政経営課長

市といたしましては、委員がおっしゃられたことも当然ございますが、裁判所のほうで、会社の資力等も勘案した中で、回収の可能性が高いというふうな判断をしていただいておりますもんで、その相手方の経営にも影響が出ないように、トータル的に和解案を判断されたというようなこともございましたもので、市といたしましてはこれを受け入れていくということです。ただ、債権管理につきましてはきちっとやっていくという必要はあると認識してございます。

竹野兼主委員

お話を聞いて、この件については了としたいと思います。

伊藤嗣也副委員長

竹野委員の関連で、和解案が示されたわけですが、それを本市としてオーケーするに当たり、当然紀本電子工業さんの財務状況、売り上げ、資本金等あらゆる面を調査された上で和解案を受け入れる格好になっておると思うんですが、その辺の経緯とか資料とかが示されていないんですね。この案が示されただけで、10年間担保はとれてないわけですよ。財務状況が不安だから、和解案で分割となったのではないのかと。10年間といったら企業にとっては非常に長い期間になりますので、先ほどきちっとやっていくという課長からのご答弁があったんですが、何を担保にそういう発言ができるのか。財務状況がちゃんとしておるのであれば一括でというふうになると思うんです。10回という裁判所の和解案というところを考えると、やっぱり不安になってしまうと思うんですが、もう少しわかりやすい説明か資料をお願いしたいんですが。

荒木財政経営課長

資本金等、経営状況を確認した資料がございますので、ご用意させていただきたいと思
います。

それと、やはり不安というものはございますけれども、一例として参考に他都市の事例
を申し上げますと、熊本市のほうで、同じく紀本電子工業と島津製作所ということで、紀
本電子工業、こちらのほうは民事の提訴、裁判において提訴をいたしてございます。その
損害賠償額は100万円でございますが、これにつきましては100万円を7年分割というふう
なことで和解案が示されたというふうに聞いてございます。私どもは損害賠償額280万円
で10年分割ということで和解案が示されておりますもので、先ほど申しましたように、や
はりその経営状況に関しまして、分割ということにつきましては全国的な事例というふう
になってございます。裁判所のほうで資力等も勘案して回収の可能性が高いというような
ことで示された和解案というふうに認識してございます。ただ、3社のうち2社につつま
しては一括、紀本電子工業さんは10年分割ということで、この和解原案におきましては、
2社と比較して紀本電子工業は経営規模が小さいためというふうなことから理由をいただ
いてございます。その規模が小さいというデータにつきましては、私どもが確認した資料
がございますもので、ご提出させていただきたいと思ます。

伊藤嗣也副委員長

規模が小さい、大きいは、どこで線を引くかはいろいろあるかと思ますけれども、当
然本市として提訴されたわけですね。それで、弁護士が和解案を受け入れるに当たって、
裁判の中でも話に出たと思うんですね、この件は。その辺はどういう判断をしているん
でしょうか。

荒木財政経営課長

裁判所におきましては、被告側から、損害額に関しましてインカメラ手続と言われる手
続で調査を実施してございます。このインカメラ手続という制度でございますが、これは
原則公開としないということになってございまして、裁判所が今回提示した額につつま
しては、その裁判所独自で得られている情報をもとに、その証拠等に基づきまして一定の心
証が形成されたというふうに認識してございまして、その辺でこういった議論が聞き取り
されたかというようなことにつきましては、私どもはちょっと承知してございません。

伊藤嗣也副委員長

弁護士に頼んでおいて、ちょっと何か非常に頼りない話ですね。幾ら弁護士費用がかかっているのかちょっとわかりませんが、今、いただいた資料も非常に不十分だと思うんですが、売上高も何も書いてないですね。当然信用調査機関で調べたら、すぐわかることですよ。売上高であったり、利益とか。そういうことも何も調べずに、今回の和解案を受け入れるということですか。

荒木財政経営課長

申しわけございません。私ども、調査できる範囲でちょっと資料にまとめてございますが、資本金、従業員数を比べてみれば、一番大きいのは堀場製作所、続いて東亜ディーケーケー、大きく間があきまして紀本電子工業というふうなことになるってございまして、従業員数に関しましてもかなりの差が出てございます。それと、売上高につきましては、紀本電子工業につきましては、これの専門的な業者というようなことから非公表というふうになるってございまして、ただ、堀場製作所や東亜ディーケーケーにつきましては、大気汚染の計測器の販売、製造販売だけでなしに多角的経営をやっておることから、こういった大きな数字の開きというふうになるってございます。

委員がおっしゃられた非公開の部分につきましては、ちょっとデータを持ち合わせてございません。申しわけございません。

伊藤嗣也副委員長

もうこれぐらいにしておきますが、そうなってくると、そのような小さな企業に一番多く契約をしたということも問題になってくるんじゃないかと私は思います。ですから、やはりきちっと調査するというのを今後心がけてください。よろしく申し上げます。

毛利彰男委員長

お待たせしました。石川勝彦委員から先ほど質問がございましたプロセス、根拠の説明を資料に基づいてお願いをいたします。

荒木財政経営課長

お手元の資料のほう、まず、追加の部分でございまして、全国の和解事案の一覧という

ことで、他都市の状況を裁判外の和解と訴訟上の和解ということで調べさせていただき、記載させていただいてございます。

まず、ここでごらんいただきたいのは、私ども、契約金額の20%プラス遅延損害金約6%ということで和解案の提示がございしますが、こちらに関しては、例えば東亜ディーケーケー、堀場製作所の2社につきましてはほぼ20%ということでの和解はございしますが、紀本電子工業さんが入ると、がくっと落ちるといような状況がごらんいただけるかと思えます。

また、裁判所の和解につきましても、豊橋市で東亜ディーケーケーと紀本電子工業の2社との和解がございしますが、これにつきましては11%というふうになってございまして、1点申し上げたいのは、先行和解事例、これは20%から11%というふうになってございしますが、これから見ても、3社いずれも遅延損害金が認定されているということ、訴訟上の和解事例から見ても遜色ないといようなことが1点ございします。

また、裁判所は、原告、被告の双方から主張を把握した上で、職権による訴訟上の和解勧誘をするということも踏まえまして、この和解勧告につきましては妥当であるといふふうに考えてございます。

石川勝彦委員

全国の和解事案に右に倣えということで、あんまりこう深くかかわって、綿密なる努力をされておるようなお話ではなかったね。他の事例と遜色のない条件といようなことで、割と軽々しく和解案を受け入れたという印象が強い。確かに3社に対する信用という点では、以下同文といような感じだけれども、本市としてこういうことはいまだかつてないわけですよ。だから、それだけにもっと身を入れてやるべきではなかったのか。もう少しやっぱり根拠を教えてほしい。今のお話は相対的、表面的な話だけで、ご苦労なさっているような感じは全然ないし、以下同文で遜色がないと、だから、これでいこうといようなことで、軽々しく受け入れたという印象が強いんですけれども、そういうような判断は間違っていますか。部長、いかがでしょうか。

倭財政経営部長

和解案の関係でございしますが、口頭弁論も6回する中で、和解案が示されたといふところがございします。今、課長のほうからございましたように、他都市の状況と比較と

いうところもございます。それから、これは和解案というところで、これを拒否した場合、最終的に裁判ということになりますと、通常一般的に和解案よりも条件的には悪くなるというふうなところがございます。そこら辺も含める中で、今回提示された和解案については、上程させていただいて議決いただく内容だというふうなところで判断をさせていただいたというところでございます。改めて申しますと、通常、裁判になりますと、この条件よりは下がるというところもございます。そういったことも十分検討させていただいた上で今回上程させていただいたというところで、ご理解をいただきたいと思っております。

石川勝彦委員

条件が下がるから、とにかく和解案を肅々と受けとめることが賢明だということでしょうが、先ほども言いましたように、こういった和解案をたびたび経験しておることであればわかるんですが、初めての経験ですので、もっともってご苦労があるのかなと思うんですが、一向にそういうことなく、肅々と受け入れていったという印象が今の部長のお話からもうかがわれるところがあります。今後そういうことがまたあったとしても、示された案に対して、ああや、こうやというようなことを言うと減額されていくから、このまま受け入れたほうがいいのかというような形で進めていかれようとしておられるのでしょうか。その点はいかがですか。

倭財政経営部長

示された案を淡々と受けたとか、そういうことはございません。説明がちょっと不十分かわかりませんが、いろいろな角度から精査させていただいてというふうなところでございますので、今後こういうのがあるかどうかかわかりませんが、当然1件1件丁寧に対応させていただくというふうなところで考えてございます。

石川勝彦委員

今、言われたように、丁寧に対応していただくよう、今後のことについても進めていただくようお願いしておきたいと思っております。

毛利彰男委員長

他にございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

毛利彰男委員長

質疑を終結します。

ただいまより討論に入りたいと思います。討論があれば、ご発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

毛利彰男委員長

それでは、議案第46号平成25年度四日市市一般会計補正予算（第1号）、第1条歳入歳出予算の補正のうち歳出第2款総務費、第1項総務管理費、第22目諸費及び歳入全般並びに第2条地方債の補正につきまして、原案のとおり決することにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

毛利彰男委員長

異議なしということで、本件は可決すべきものと決しました。

〔以上の経過により、議案第46号 平成25年度四日市市一般会計補正予算（第1号）、第1条歳入歳出予算の補正のうち歳出第2款総務費第1項総務管理費第22目諸費及び歳入全般並びに第2条地方債の補正について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。〕

毛利彰男委員長

全体会に上げるかどうかの確認をさせていただきたいと思うんですが、上げないということでもよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

毛利彰男委員長

ありがとうございました。

続いて、議案第52号平成25年度四日市市一般会計補正予算（第2号）、第1条歳入歳出予算の補正のうち歳入全般についてのご説明だけいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

議案第52号 平成25年度四日市市一般会計補正予算（第2号）

第1条 歳入歳出予算の補正

歳入全般

荒木財政経営課長

資料につきましては、補正予算書（2）の12、13ページとなっておりますが、説明につきましては、予算常任委員会総務分科会資料（第2号）でよろしくお願いいたします。

1ページ、追加分の歳入全般についてでございます。款15県支出金についてでございますが、風しんワクチン接種緊急事業費補助金といたしまして、補助対象事業費1875万円と記載させていただいてございますが、これにつきましては1人当たりの接種料上限5000円の3750人分を見込んでございまして、この接種料に対しまして半額の937万5000円を特定財源として計上いたしてございます。

また、歳入歳出の収支均衡を図るために、財政調整基金より1114万4000円を繰り入れまして、歳入の補正予算全体といたしましては、2051万9000円を計上いたしてございます。

また、財政調整基金の残高につきましては、先ほど補正1号でご説明させていただきました89億5000万円余から89億4000万円余ということになってございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願ひします。

毛利彰男委員長

質疑はございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

毛利彰男委員長

質疑なしと認めます。

討論はございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

毛利彰男委員長

討論もないということでございますので、本件を採決いたします。

議案第52号平成25年度四日市市一般会計補正予算（第2号）、第1条歳入歳出予算の補正のうち歳入全般につきましては、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

毛利彰男委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

〔以上の経過により、議案第52号 平成25年度四日市市一般会計補正予算（第2号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳入全般について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。〕

毛利彰男委員長

全体会に上げるかどうかについてもご審議いただきたいと思いますが、上げないということを確認させていただいてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

毛利彰男委員長

それでは、ちょっと早いですけれども午前中の審査はこれにて終了したいと思います。再開は午後1時からといたします。

11:53 休憩

13:59 再開

毛利彰男委員長

総務常任委員会を再開いたします。

ここからは危機管理監の審査に入りたいと思います。

まず、吉川危機管理監よりご挨拶いただけますか。お願いします。

吉川危機管理監

お疲れのところ、引き続きよろしく願いをいたします。

危機管理監といたしましては、平成25年度四日市市一般会計補正予算の関係でございますが、6月補正をいただくということで、ご審議を賜りたいと存じます。細かいところにつきましては担当課長からご説明をさせます。よろしく願いいたします。

毛利彰男委員長

それでは、議案第46号平成25年度四日市市一般会計補正予算（第1号）、第1条歳入歳出予算の補正のうち歳出第2款総務費、第1項総務管理費、第15目防災対策費について審議をいただきたいと思います。

議案第46号 平成25年度四日市市一般会計補正予算（第1号）

第1条 歳入歳出予算の補正

歳出第2款 総務費

第1項 総務管理費

第15目 防災対策費

坂口危機管理室長

まず、補正予算書16ページ、17ページをお開きいただきたいと思います。第1項総務管理費、第15目防災対策費、第19節負担金、補助金及び交付金という項目におきまして、コミュニティ助成の補助金に対しまして220万円の補正計上をさせていただくということで

ございます。その詳細内容につきましては、6月補正予算参考資料の1ページのほうで説明をさせていただきたいと思えます。

コミュニティ助成事業費補助金といたしまして、地域防災組織育成補助事業に対しましての補助金でございます。本補助金につきましては、地域防災力の向上を目指すものであり、災害の被害防止活動及び軽減活動に直接資するものの整備を対象として行うものであります。

それで、本年4月1日付で三重県より2件の助成決定通知書を受けさせていただきました。これにつきましては、昨年秋に四日市市のほうから、各地区に地区市民センターを通じて連絡を行いまして、2件の申請が提出されまして、それを県を通じまして財団法人自治総合センターのほうへ提出させていただいたということでございまして、2件提出のうち2件とも助成決定を受けたということでございます。

この2件の内訳につきましては、中段に書かせていただきました。高花平連合自治会につきましては消防ポンプ、消防ホース等の消火資機材でございます。総事業費が134万4000円でございます。補助額は130万円。水沢連合防災会につきましてはトランシーバー、発電機等の資機材でございます。90万6000円の総事業費に対しまして、補助金が90万円ということで、合計220万円の補助ということで、今回の補正といたしまして220万円を計上させていただくということになっております。

なお、この補助に関しましては補助金の単位が10万円ということで、あとの端数は切り捨てということで、このような金額になっておるところでございます。

過去の実績でございますが、過去3年間で四日市から4件ほど申請をさせていただいておったところなんです。採択についてはゼロ件で、ことしは2件中2件というようなことで、過去3年に比べると非常に採択率が高かったというのが現状でございます。その2件に対する補助金の補正ということでございます。

毛利彰男委員長

ご説明は以上のとおりでございます。ご質疑がありましたら、ご発言をいただきたいと思えます。

森 康哲委員

この助成事業の補助金の候補団体に対して、自主防災組織への補助金も行く形になると

思うんですけども、その辺の整合性はとられるんですかね。

坂口危機管理室長

これにつきましては、うちのほうで精査させていただきまして、補助金がつけば、そちらの地区の補助金のほうはダブらないようにさせていただく予定でございます。

森 康哲委員

もちろん同じ品目であれば、二重になるということで省いてもいいと思うんだけど、もし中身が違えば、それは充てていく必要があるのかなと思うんですけども、その辺は調査した上で実施したらどうかなと思うんですけど、そこら辺の考え方はどうなんですかね。

坂口危機管理室長

地区の担当の者とそこら辺を精査しながら、補助のほうを決定していきたいと考えております。

森 康哲委員

よろしくをお願いします。

ちょっとお聞きしたいんですけど、この補助金というのは、防災倉庫の設置もメニューの中にあつたんですかね。

坂口危機管理室長

この補助につきましては、地域の防災組織の防災力向上ということでございますので、防災資機材等につきましては申請対象になるということでございます。防災資機材はよろしいんですが、建築物についてはこの事業から外されるということでございます。

森 康哲委員

そうすると、防災倉庫はだめだよということですね。

内系危機管理室室付主幹

コミュニティ助成の関係で確認したところ、建築物のある防災倉庫については対象外と

いった形になりますので、一般的にいわれる建物の横に建てるようなものであれば除外される物もあるかもしれませんが、一般的に防災倉庫については建築物として見なされますので対象外といったようなことは確認しております。

森 康哲委員

そうすると、この県のほうの補助金のメニューの中には、今のところ防災倉庫のメニューはないということによろしいですか。

内系危機管理室室付主幹

おっしゃるとおりで、確認したところ対象外という形で報告を受けております。

森 康哲委員

ありがとうございます。

中村久雄委員

この補助金が過去3年で4件出しているけど、採択がゼロやったところですけども、今回2件出して2件と、その辺の今回採択された要件というか、ここがよかったんやというところがあれば、ご紹介してほしいなということと、この今回の南海トラフを中心としたこの災害を前にして、この採択要件がもしかしたら緩くなっているのかなという気もするんですけど、その辺はどういうふうに分析されておりますか。

坂口危機管理室長

過去の状況を県単位で見ますと、大体25件程度、この自治総合センターのほうへ提出させていただいて、そのうち大体4ないし5件、5分の1の確率で採択をされておるのが現状でしたが、ことしにつきましては、県のほうに確認したところ、33件提出して、そのうち10件が採択になったということで、県単位で見れば、かなり割合が高くなったのかなと。これにつきましては、県で提出内容についての順位づけをしまして、それで決定するというところで聞き及んでおります。

中村久雄委員

ということは、県もやはり防災意識の向上に力を入れようというところですので、自主防災組織の関係者会議にぜひ紹介して、やはりどんどん地区の防災意識を高める、また、その機能を充実させる上でも有効なので、今まで諦めておった方も出してみたらいかがですかというふうなお勧めを、ぜひしてほしいなと感じました。

石川勝彦委員

今までのこのいわゆる自主防災組織等のコミュニティ助成事業がどういうふうに助成されているかは知りませんが、具体的に、例えば放水銃とか、あるいはトランシーバーとか発電機とか、こういったものに対し助成をしていただくわけですが、一番大事なのは使用方法ですよ。誰がいつどういうふうに扱うかわかんわけですよ。タイミングというのがありますよね。自主防災組織の人たちが機能するならばいいけれども、使用方法をできるだけ多くの人たちに周知してなかったら、宝の持ち腐れですよ。今、自主防災組織って結構どこでもあるけれども、具体的に使用するというか、防災訓練でも1回やって終わり、1年がかりでやっておるところって極めて少ないですね。本市においては。朝から晩までやっておるところもあるし、雨が降ってもやりが降ってもやっておるところもあるけど、四日市は余りないですよ。それについては聞きませんが、できるだけ多くの人が使えように周知させて初めて公益に生きてくるわけですよ。

トランシーバーにしても、誰が持っておるかを地域住民が知らなかったら意味ないわけでしょう。何台か買って、それぞれの人が持つということですが、安心して地域住民の人が、地域にトランシーバーがあって誰々が持っているから、情報がちゃんと入ってくるから、安心して待っておればいいというようなことも、周知徹底をされていなかったら意味がないということですね。

それから、どれにしましても、いざというときに機能するかどうかというところを、機能させてこそですけども、この辺のところ、しっかりと方向づけさせていただかないと、たかが220万円ですが、高花平と水沢にということで、お金の問題以前の問題だと思うんですね。やっぱり災害を未然に防ぐ。あるいは減災にもっていく。そういう努力をしていただいてこそ、コミュニティというものが機能するわけですね。だから、コミュニティに助成したけれども、いろんなものを補助金で買ったなというだけではだめですよ。だから、その辺の徹底をしていただくことも、窓口である危機管理室の役割ではないかなとい

うふうに思いますが、今までの経過と、今、お話しさせていただいたことについて、感想なりコメントをいただければと思います。

坂口危機管理室長

先ほど委員のほうからご指摘もございました、いざというときに機能するようにせよということでございます。防災訓練は当然のことながら、現在各地区に対しまして、うちがお譲りしております防災資機材、防災倉庫の中にある発電機等、これについても毎月点検をやっていただいておりますが、うちとしては、その維持管理も含めた中で、そういう資機材を自主防災隊の隊員の皆様方がいざというときに使えるためには、そういう点検をしてエンジンをかけるというのが重要かなというふうに感じておりますので、今後もそういう点検をさらに進めていきたい、そのように考えております。

石川勝彦委員

ありがとうございました。何はともあれ、自主防災隊の機運を高めていただかないと、地域によっては、あるいは同じその地区の中でも温度差があると思います。だから、やっぱり機運を高めるということは、同じような気分になっていただいて、いざというときに、やっぱり火事場のばか力のような力を発揮していただくようなことを、やっぱり常日ごろから心がけておいていただかないと。自主防災隊はいっぱいできましたよね。それが十分機能しておるかどうかというのは、かなり心配ですから、あえて申し上げておるわけです。よろしく願いいたします。

森 康哲委員

関連で、宝の持ち腐れにならないようにということなんですけれども、自主防災組織の訓練計画の段階で、そういう資機材をどういうふうに活用した訓練ができるのかというのを必ず盛り込んでいただくと。例えば避難訓練だけではいかんと思うんですわ。それだけで、もう1年全然使わんと、点検だけしてしまうと。それではもう全然宝の持ち腐れになりますので、やっぱりどう使うか、誰が使えるのか、そういう訓練内容を盛り込んだ計画に、自主防災組織と連携してやっていく必要があると思うんですけど、その辺の考え方をちょっとお聞かせください。

吉川危機管理監

いろいろご意見いただいた中で、総括的にちょっとご答弁申し上げたいと思うんですが、森委員のほうからご指摘がありましたように、補助金の活用をいただいて、十分準備をいただいている中で、今、一番の課題は、自主防災組織はたくさんできたけれども、100%四日市は助成をしているけれども、それが機能するか、しないか。これが本当にいざというときに、万一のことにかかわりになってまいりますので、この力がなければ、自助、共助はできないということでございますので、今、ご指摘いただいたようなふだんのその訓練にも十分活用いただけるように、また、そのようにご指摘いただいたところのその辺の助言に対する安心運営につながるようなその周知をしていただいて、活用も含めて十分に、それを確認するのが危機管理室でもございますし、危機管理監の責任だと思いますので、そういった形で補助金についても、今まで整備したのも十分活用いただいておりますかということも含めて、総括的に訓練等も含めて周知をしてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

森 康哲委員

各地区に防災倉庫や資機材、消防ポンプやホースなど、もう既に整備済みのものはたくさんあるかと思うんです。点検は確かにやってもらっておるんですが、自主防災組織の中でも組長さんがもう毎年かわっていく隊もあると思うんです。それが使えるかどうか、もうわからないというのであれば、それはまずいと思うので、そういうところを盛り込んだ計画になるよう、危機管理室としては助言をしていくべきだと思うんですけれども、よろしくお願ひしたいと思ひます。

毛利彰男委員長

他にございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

毛利彰男委員長

それでは、質疑が終わりましたので、討論を求めたいと思ひます。

討論はございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

毛利彰男委員長

それでは、採決に移りたいと思います。

議案第46号平成25年度四日市市一般会計補正予算（第1号）、第1条歳入歳出予算の補正のうち歳出第2款総務費、第1項総務管理費、第15目防災対策費につきまして、原案のとおり決することにご異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

毛利彰男委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものといたしました。

〔以上の経過により、議案第46号 平成25年度四日市市一般会計補正予算（第1号）、第1条歳入歳出予算の補正のうち歳出第2款総務費、第1項総務管理費、第15目防災対策費について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。〕

毛利彰男委員長

本件を全体会へ上げるかどうかを審議いただきたいんですが、上げないということによるしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

毛利彰男委員長

ありがとうございました。

それでは、そういうふうにさせていただきます。

14：22 休憩

15：38 再開

毛利彰男委員長

では、その他に入りたいと思います。

休会中の所管事務調査について、皆さんにご提案をさせていただきたいと思います。6月14日に開催されました各派代表者会議において、四日市市市民自治基本条例（理念条例）の見直しを総務常任委員会の所管事務調査で取り扱うということが確認されております。ただし、議会に関する部分の第4章を除いた部分ということでございます。これを総務常任委員会の所管事務調査で取り扱うことが確認されているということでございますので、これを調査項目としたいというふうに思っております。

もし異議があれば、別の項目でもいいんですけども、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

毛利彰男委員長

それでは、四日市市市民自治基本条例（理念条例）の見直しを所管事務調査として行っていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

日程ですけれども、一応2回ぐらい考えておりまして、第1回が選択をしていただきたいと思います。第1回のうち、第1案が7月17日水曜日午前10時から、第2案が7月18日木曜日午前10時からということでございますので、このいずれかの日にしたいというふうに思います。

そして、第2回は非常にタイトなスケジュールになっておりまして、8月9日しかございません。

今から出欠の確認をとらせていただきます。まず第1回目の7月17日か18日、ご都合の悪い日について挙手をいただきたいと思いますが、7月17日午前10時からご都合の悪い方はお見えでしょうか。

いないですね。18日はいかがでしょう。

いないですか。じゃ、早いほうがいいですね。7月17日水曜日の午前10時からということで、第1回目を開催させていただきます。

第2回は、暑いときですけど8月9日金曜日10時から、これ1日しかとれないもんで、できたらお願いしたいんですけど、ご都合悪い方見えますか。

いないですね。じゃ、第2回目は8月9日の10時ということで、もう一度申し上げます。

第1回は7月17日10時、第2回は8月9日10時ということで、開催させていただきます。よろしく願いいたします。

その次ですけれども、議会報告会につきまして、進行表というのがお手元にあると思います。ちょっと正副委員長のほうで勝手につくらせていただきました。案でございますので、ご意見がございましたら変えたいと思いますので、ご議論いただきたいと思います。

日時は7月3日午後6時半から午後8時45分までと、場所はときわ保育園ホール、これはもう決められたことですので、変えることはできません。

それで、この進行表を見ていただきますと、一応現地集合は午後6時で、準備、最終打ち合わせをさせていただいて、午後6時30分から開会と、委員長挨拶、私、不肖毛利彰男がさせていただいて、その後、報告会の開催趣旨等の説明もあわせてやらせてください。

2番目のメインの議会報告会ですけれども、司会進行は伊藤副委員長さん、報告は、私、毛利がさせていただいて、質疑応答をいただくと、全委員さんにこれはご協力いただきたいと思うんです。

3番目のシティ・ミーティングですけれども、テーマは、今回は各常任委員会が所管する事項について、自由に意見交換を行うということにさせていただきたいと思っています。司会進行のほうは、勝手に決めさせていただいたのですが、前議長様であられます藤井委員さんのほうでお願いをしたいというふうに思っております。ぜひご承認をいただきたいと思います。それで、質疑応答は全員参加で、午後7時30分ごろに、白熱してくれば10分程度休憩をとると。そうでなければそのまま続けると。

4番目に閉会の挨拶を伊藤副委員長さんがしていただいて、あと、片づけと解散と、こんなふうに考えておりますので、大変恐縮でございますが、ご承認を賜ればと思っております。よろしく願い申し上げます。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

毛利彰男委員長

ありがとうございます。

それから、次の項目、行政視察についての確認でございます。行政視察のほうですが、日程は7月24日から26日、長崎市と福山市、この前の管内視察の折に決めていただきましたので、よろしく願いします。この内容につきまして、ちょっと事務局のほうから説明

してもらおうか。

議会事務局寺本主事

管内視察のときも簡単に説明させていただきましたけれども、1枚ぺらの表が行程表になっておりまして、裏がそれぞれの都市の視察内容になっております。

長崎市のほうは、職員力アップを目指す取り組みということで、平成19年8月から、職員力推進室というのを設置されまして取り組みを進めているということでございます。取り組みの内容としましては、職員提案制度のパワーアップでございますとか、庁内のイントラネットを使用した情報交換の掲示板の運用でございますとか、モチベーションアップのための情報誌の発行、また、市長と職員との意見交換の場といった取り組みが行われておるということでございます。平成23年8月には、しごと改革室という名前に名称変更されまして、さらなる職員力、組織力アップを目指しておるということでございます。

それから、福山市でございますが、こちらは福山らしさ創出事業ということでございまして、平成19年度より都市ブランドの創出の発信の観点から、シティプロモーションの取り組みとして福山らしさ創出事業に取り組んでいるということでございます。平成25年度の本な取り組みといたしまして、福山ブランドの形成でございますとか、福山らしさの発信ということで、食ブランドでありますとか、啓発事業等さまざまな事業を行っておるということでございます。

簡単ではございますが、以上でございます。

毛利彰男委員長

ありがとうございました。

職員力アップと福山らしさということですか。議員力アップはないのかな。

石川勝彦委員さんからは、出席できないというふうにお聞きしていますが、その後の変更になって出席いただくということにはございませんか。

石川勝彦委員

変わりません。

毛利彰男委員長

変わりませんか。

残念ですが、行かせてもらいますので、よろしいやろうか。

石川勝彦委員

どうぞ。

毛利彰男委員長

ありがとうございます。

ほかに都合悪くなって行けなくなったわとかという方が見えたら、なければうれしいですけれども、また事務局のほうに事前にお話をいただきますようお願いします。

以上、2日間予定していたんですけれども、午後4時以前に速やかに終わることができて、皆さんの協力に感謝したいと思っています。ありがとうございました。

それじゃ、議会報告会まで英気を養っていただきまして、頑張ってくださいように。本日はどうもありがとうございました。これで終わります。

15 : 46 閉議